

## 綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福社会館運用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市保健福祉プラザ条例（平成29年綾瀬市条例第7号。以下「プラザ条例」という。）及び綾瀬市保健福祉プラザ条例施行規則（平成29年綾瀬市規則第25号。以下「プラザ規則」という。）並びに綾北福社会館条例（平成17年綾瀬市条例第19号。以下「会館条例」という。）及び綾北福社会館条例施行規則（平成17年綾瀬市規則第37号。以下「会館規則」という。）に定めるもののほか、綾瀬市保健福祉プラザ（以下「プラザ」という。）及び綾北福社会館（以下「会館」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

### (利用の予約)

第2条 プラザ条例及び会館条例別表に規定する施設を利用しようとする者は、プラザ規則第4条第1項及び会館規則第4条第1項に規定する利用の申請（以下この条において「申請」という。）前に、利用の予約（以下「予約」という。）をすることができる。

2 予約の方法は、綾瀬市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和8年綾瀬市規則第2号）第1条に規定する予約システム（以下「予約システム」という。）又はプラザ及び会館への電話若しくは直接窓口において行うものとする。

3 予約の受付期間及び時間は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 予約システム

ア 受付期間 利用日の3月前の翌日から利用日前日まで

イ 受付時間 午前5時から午後11時59分まで

#### (2) 電話又は直接窓口

ア 受付期間 利用日の3月前から利用日まで

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

4 予約は、1月につき各施設において4単位（1単位は、連続する4時間をいう。）までとする。

5 予約をしたときは、予約をした日から起算して30日以内に使用料の納付をするものとする。この場合において、使用料の納付をもって申請をしたものとみなし、当該使用料の納入をもって承認したものとみなす。

6 前項の場合において、期限までに使用料の納付がない場合は、当該予約は無効とする。

7 市又は市の機関等が主催する行事等で利用する場合は、第3項から第5項までの規定にかかわらず、優先的に予約をすることができる。

(団体登録の申請)

第3条 予約をしようとする者は、綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福社会館団体登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)又は予約システムにより、あらかじめ市長に申請し、団体登録の承認を受けなければならない。この場合において、申請をする時は、会員名簿を提出するものとする。

2 第8条に定める有効期間内に継続して団体登録をする場合は、当該有効期間の満了日の2月前から申請することができる。この場合において、継続して団体登録をするときは、登録申請書によるものとする。

3 団体登録の代表者は、18歳以上の者でなければならない。

(使用料減免の資格)

第4条 プラザ条例第9条第6号及び会館条例第9条第6号の規定により減免を受けることができる団体は、当該各号に規定する活動で利用するものであって、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 団体の主な活動が市内であること。
- (2) 団体の活動が地域社会の向上に寄与するものであること。
- (3) 団体の会員となることに制限がないこと。
- (4) 販売等営利を目的としない団体であること。

2 プラザ条例第9条第7号に規定する減免を受けることができる者は、障害者手帳所持者とする。

(使用料減免の登録の申請)

第5条 プラザ条例第9条第4号から第7号まで及び会館条例第9条第4号から第6号までの規定により減免を受けようとする者は、綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福社会館減免登録申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に申請し、減免登録の承認を受けなければならない。ただし、第8条に定める有効期間内に継続して登録しようとする者については、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 規約、会則又はこれに代わるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

2 第8条に定める有効期間内に継続して減免登録をする場合は、当該有効期間の満了日の2月前から申請することができる。

3 減免登録の代表者は、18歳以上の者でなければならない。

(登録の決定)

第6条 市長は、第3条又は第5条の申請があったときは、その適否を審査し、承認する場合は綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福祉会館予約（減免）登録決定通知書（第3号様式）により、承認しない場合にはその旨申請者に通知する。

2 前項の規定により承認の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録内容を変更する場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(2) 予約又は減免登録を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長に届け出ること。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が綾瀬市公共施設予約システムの利用に関する規則第9条各号に該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

2 市長は、登録者（第5条の申請をした者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、減免登録を取り消すことができる。

(1) プラザ条例、会館条例、プラザ規則、会館規則及びこの要綱に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。

3 前2項の場合において、登録を取り消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第8条 第6条の登録の決定に係る登録の有効期間は、登録をした日（継続して登録する場合にあっては、当初の登録の有効期間の満了日の翌日）から2年以内で市長が定める日までとする。

(利用承認の変更)

第9条 プラザ条例第5条及び会館条例第5条の規定により承認を受けたプラザ及び

会館の利用日等を変更する場合は、速やかに綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福社会館利用変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（利用者の遵守事項）

第10条 プラザ規則第7条第3号及び会館規則第7条第3号による利用者の遵守事項は、次に定めるところによる。

- (1) 承認を受けた利用時間（準備、後片付け及び清掃に要する時間を含む。）を守ること。
- (2) 許可なく施設の備品等を施設の外へ持ち出さないこと。
- (3) 危険物又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある物を持ち込まないこと。
- (4) 指定された場所以外で、飲食又は火気を使用しないこと。
- (5) 他人に迷惑をかけるような行為を行わないこと。
- (6) その他管理上支障のある行為をしないこと。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、プラザ及び会館の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福祉会館団体登録申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

申請者

氏 名

次のとおり、綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福祉会館運用要綱第3条の規定に基づき団体登録の申請をします。

新規・継続の別	<input type="checkbox"/> 新規登録 ・ <input type="checkbox"/> 継続登録（前登録番号 ） <input type="checkbox"/> 変更（ <input type="checkbox"/> 登録名 <input type="checkbox"/> 会員数 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他）		
利用施設			
登録の名称 （団体名）	(フリガナ)		
		会員数	人
利用目的			
代 表 者	氏 名	(フリガナ)	電話
			住所
添付書類	<input type="checkbox"/> 会員名簿		

- （注） 1 代表者は、18歳以上の方に限ります。  
 2 該当する項目の□欄にレ印をしてください。  
 3 変更の場合は、登録の名称及び変更箇所を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福社会館減免登録申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 団 体 名

代 表 者 名

電 話 番 号 ( )

次のとおり、綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福社会館運用要綱第5条の規定に基づき使用料の減免登録の申請をします。

新規・継続の別	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 継続登録  (前回登録決定年月日： ) (前 回 登 録 番 号： )
目的及び活動内容	1 目的（団体の設立目的を記載してください。）  2 活動内容
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約、会則等 <input type="checkbox"/> その他 ( )

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福社会館予約（減免）登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり承認することに決定したので、綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福社会館運用要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

利 用 施 設	
登 録 種 別	<input type="checkbox"/> 予約登録 <input type="checkbox"/> 減免登録
団体名又は氏名	団体名又は氏名： 申請者名：
登 録 番 号 (ログインID)	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ・綾北福祉会館利用変更申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地  
申請者 団 体 名  
代表者名又は氏名  
電 話 番 号 ( )

次のとおり利用承認を受けた内容について、綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福祉会館運用要綱第9条の規定により変更申請します。

利 用 施 設				
変 更 前				
利 用 日 利 用 時 間	利 用 施 設 行 事 名	利用条件 人 数	申 請 内 容	使用料（円）
変 更 後				
利 用 日 利 用 時 間	利 用 施 設 行 事 名	利用条件 人 数	申 請 内 容	使用料（円）